

令和 3 年度

第 1 回西条市地域公共交通活性化協議会

資 料

目 次

【報告事項関係】

令和 3 年度西条市地域公共交通活性化協議会委員名簿	1
----------------------------	---

【協議事項関係】

西条市地域公共交通活性化協議会規約の一部を改正する規約（案）	2
西条市地域公共交通活性化協議会規約（案）	4
西条市地域公共交通活性化協議会委員名簿（案）	9
令和 2 年度事業報告書	10
西条市地域公共交通網形成計画における評価指標の達成状況について	19
令和 2 年度収支決算書	26
監査報告書	27
令和 3 年度事業計画書（案）	28
令和 3 年度収支予算書（案）	31

令和3年度 西条市地域公共交通活性化協議会委員名簿

令和3年4月1日 現在

法第6条第2項に規定される構成員	役 員	委 員			備考
		機 関 ・ 団 体	役職名	氏 名	
第1号	会 長	西条市	副市長	越智 三義	
		西条市	市民生活部長	曾我部 道昌	
第2号		瀬戸内運輸株式会社	専務取締役	門田 正孝	
		せとうち周桑バス株式会社	取締役営業部長	秋山 健吾	
		一般社団法人愛媛県バス協会	専務理事	稲荷 和重	
		愛媛県ハイヤー・タクシー協会	会長	渡部 光男	
		四国旅客鉄道株式会社	愛媛企画部長	窪 仁志	
		四国地方整備局 松山河川国道事務所	副所長	中野 晴樹	変更
第3号		西条警察署	交通課長	岡田 祐樹	変更
		西条西警察署	交通課長	片山 三也	変更
	副会長	西条市連合自治会	会長	高橋 典正	
		西条市老人クラブ連合会	会長	江原 哲治	
		西条市連合婦人会	会長	徳永 米子	
		西条市社会福祉協議会	会長	越智 實一	
	監 事	西条商工会議所	会頭	星加 隆夫	
	監 事	周桑商工会	会長	渡部 英志	
		西条市医師会	事務長	稲井 義隆	
		瀬戸内運輸労働組合	書記長	秋川 剛	
		四国運輸局愛媛運輸支局	首席運輸企画専門官	西山 保幸	
		四国運輸局愛媛運輸支局	首席運輸企画専門官	菊池 勝二	
		西条市観光物産協会	副会長	伊藤 和豊	
アドバイザー	愛媛大学大学院理工学研究科		准教授	倉内 慎也	
	香川高等専門学校建設環境工学科		教授	宮崎 耕輔	
	松山大学法学部法学科		准教授	甲斐 朋香	
オブザーバー	愛媛県東予地方局地域産業振興部		地域政策課長	梶村 典久	変更
	愛媛県東予地方局建設部		建設企画課長	森 敦郎	

西条市地域公共交通活性化協議会規約の一部を改正する規約（案）

西条市地域公共交通活性化協議会規約の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																
（会議） 第 7 条 （略） 2 ～ 6 （略） <u>7 会長は、必要と認める場合は、全ての委員に対し、書面又はこれに代わる電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）により、会議に付すべき事項を回議することをもって第 1 項の会議の開催に代えることができる。</u> 別表（第 4 条関係） <table> <tr> <th>条 項</th><th>委 員</th></tr> <tr> <td>（略）</td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="3">法第 6 条第 2 項第 2 号</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td><u>国土交通省</u> 四国地方整備局松山河川国道事務所</td></tr> <tr> <td><u>愛媛県東予地方局建設部</u></td></tr> <tr> <td rowspan="7">法第 6 条第 2 項第 3 号</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td><u>社会福祉法人</u> 西条市社会福祉協議会</td></tr> <tr> <td><u>一般社団法人</u> 西条市医師会</td></tr> <tr> <td>（略）</td></tr> <tr> <td><u>一般社団法人</u> 西条市観光物産協会</td></tr> <tr> <td><u>国土交通省</u> 四国運輸局愛媛運輸支局</td></tr> <tr> <td></td></tr> </table>	条 項	委 員	（略）		法第 6 条第 2 項第 2 号	（略）	<u>国土交通省</u> 四国地方整備局松山河川国道事務所	<u>愛媛県東予地方局建設部</u>	法第 6 条第 2 項第 3 号	（略）	<u>社会福祉法人</u> 西条市社会福祉協議会	<u>一般社団法人</u> 西条市医師会	（略）	<u>一般社団法人</u> 西条市観光物産協会	<u>国土交通省</u> 四国運輸局愛媛運輸支局		（会議） 第 7 条 （略） 2 ～ 6 （略） 別表（第 4 条関係） <table> <tr> <th>条 項</th><th>委 員</th></tr> <tr> <td>（略）</td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="3">法第 6 条第 2 項第 2 号</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>_____ 四国地方整備局松山河川国道事務所</td></tr> <tr> <td></td></tr> <tr> <td rowspan="7">法第 6 条第 2 項第 3 号</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>_____ 西条市社会福祉協議会</td></tr> <tr> <td>_____ 西条市医師会</td></tr> <tr> <td>（略）</td></tr> <tr> <td><u>四国運輸局</u> 愛媛運輸支局</td></tr> <tr> <td><u>西条市観光物産協会</u></td></tr> <tr> <td></td></tr> </table>	条 項	委 員	（略）		法第 6 条第 2 項第 2 号	（略）	_____ 四国地方整備局松山河川国道事務所		法第 6 条第 2 項第 3 号	（略）	_____ 西条市社会福祉協議会	_____ 西条市医師会	（略）	<u>四国運輸局</u> 愛媛運輸支局	<u>西条市観光物産協会</u>	
条 項	委 員																																
（略）																																	
法第 6 条第 2 項第 2 号	（略）																																
	<u>国土交通省</u> 四国地方整備局松山河川国道事務所																																
	<u>愛媛県東予地方局建設部</u>																																
法第 6 条第 2 項第 3 号	（略）																																
	<u>社会福祉法人</u> 西条市社会福祉協議会																																
	<u>一般社団法人</u> 西条市医師会																																
	（略）																																
	<u>一般社団法人</u> 西条市観光物産協会																																
	<u>国土交通省</u> 四国運輸局愛媛運輸支局																																
条 項	委 員																																
（略）																																	
法第 6 条第 2 項第 2 号	（略）																																
	_____ 四国地方整備局松山河川国道事務所																																
法第 6 条第 2 項第 3 号	（略）																																
	_____ 西条市社会福祉協議会																																
	_____ 西条市医師会																																
	（略）																																
	<u>四国運輸局</u> 愛媛運輸支局																																
	<u>西条市観光物産協会</u>																																

	愛媛県東予地方局地 域産業振興部		
--	---------------------	--	--

附 則

この規約は、令和 3 年 月 日から施行する。

西条市地域公共交通活性化協議会規約（案）

平成 26 年 2 月 24 日
改正 平成 26 年 4 月 30 日
改正 平成 26 年 6 月 5 日
改正 平成 26 年 12 月 5 日
改正 平成 27 年 4 月 28 日
改正 令和 3 年 月 日

（設置）

第 1 条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき西条市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（事務所の位置）

第 2 条 協議会の事務所は、西条市明屋敷 164 番地西条市役所内に置く。

（所掌事項）

第 3 条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域公共交通網形成計画（以下「網形成計画」という。）の作成及び変更の協議に関すること。
- (2) 網形成計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 網形成計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事項

（組織）

第 4 条 協議会は、別表に掲げる委員（以下「委員」という。）をもって組織する。

2 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 人
- (2) 副会長 1 人
- (3) 監事 2 人

3 会長又は副会長及び監事は、相互に兼ねることができない。

（委員の任期）

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（役員の選任及び職務）

第 6 条 会長は、西条市副市長をもって充てる。

2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

- 3 副会長及び監事は、第4条第1項に規定する委員のうちから会長が指名する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 監事は、協議会の会計の監査を行い、当該監査の結果を会長に報告しなければならない。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 会議の議事は、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決するものとする。
- 5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 6 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 7 会長は、必要と認める場合は、全ての委員に対し、書面又はこれに代わる電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）により、会議に付すべき事項を回議することをもって第1項の会議の開催に代えることができる。

(協議会の承認事項)

第8条 次に掲げる重要な事項は、協議会の承認を経なければならない。

- (1) 協議会の予算及び決算に関すること。
- (2) 規約の制定及び改廃に関すること。
- (3) 第3条に規定する事項に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、重要と認められる事項

(幹事会)

第9条 協議会は、協議会に提案する事項について協議又は調整をするため、必要に応じ幹事会を置くことができる。

(分科会)

第10条 協議会は、第3条に規定する事項について専門的な調査又は検討を行うため、必要に応じ分科会を置くことができる。

(事務局)

第11条 協議会の業務を処理するため、西条市公共交通担当課内に事務局を置

く。

2 事務局長は、西条市公共交通担当課長をもって充て、事務局員は、同課の職員をもって充てる。

3 前2項に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。
(会計年度)

第12条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(資金)

第13条 協議会の運営に要する資金は、西条市の負担金、補助金その他の収入をもって充てる。

(予算)

第14条 会長は、毎会計年度予算を調整し、協議会の承認を得なければならない。

(決算)

第15条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、協議会の決算を調整し、監事の監査に付さなければならない。

2 会長は、第6条第5項の規定により当該監査の報告があったときは、当該監査に付した決算について協議会の承認を得なければならない。

(財務に関する事項)

第16条 協議会の出納その他の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第17条 協議会の委員等の報酬及び費用弁償に関する必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第18条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを清算する。

(その他)

第19条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成26年2月24日から施行する。

(任期の特例)

2 協議会初年度の委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成26年4月30日から施行する。

附 則

この規約は、平成 26 年 6 月 5 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 26 年 12 月 5 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 27 年 4 月 28 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 3 年 月 日から施行する。

別表（第４条関係）

条 項	委 員
法第６条第２項第１号	西条市
法第６条第２項第２号	瀬戸内運輸株式会社
	せとうち周桑バス株式会社
	一般社団法人愛媛県バス協会
	愛媛県ハイヤー・タクシー協会
	四国旅客鉄道株式会社
	<u>国土交通省</u> 四国地方整備局松山河川国道事務所
	<u>愛媛県東予地方局建設部</u>
法第６条第２項第３号	西条警察署
	西条西警察署
	西条市連合自治会
	西条市老人クラブ連合会
	西条市連合婦人会
	<u>社会福祉法人</u> 西条市社会福祉協議会
	<u>一般社団法人</u> 西条市医師会
	西条商工会議所
	周桑商工会
	瀬戸内運輸労働組合
	<u>一般社団法人</u> 西条市観光物産協会
	<u>国土交通省</u> 四国運輸局愛媛運輸支局
	<u>愛媛県東予地方局地域産業振興部</u>

令和3年度 西条市地域公共交通活性化協議会委員名簿（案）

令和3年4月28日 現在

法第6条第2項に規定される構成員	役 員	委 員			備考
		機 関 ・ 団 体	役職名	氏 名	
第1号	会 長	西条市	副市長	越智 三義	
		西条市	市民生活部長	曾我部 道昌	
第2号		瀬戸内運輸株式会社	専務取締役	門田 正孝	
		せとうち周桑バス株式会社	取締役営業部長	秋山 健吾	
		一般社団法人愛媛県バス協会	専務理事	稲荷 和重	
		愛媛県ハイヤー・タクシー協会	会長	渡部 光男	
		四国旅客鉄道株式会社	愛媛企画部長	窪 仁志	
		国土交通省四国地方整備局 松山河川国道事務所	副所長	中野 晴樹	
		愛媛県東予地方局建設部	建設企画課長	森 敦郎	
第3号		西条警察署	交通課長	岡田 祐樹	
		西条西警察署	交通課長	片山 三也	
	副会長	西条市連合自治会	会長	高橋 典正	
		西条市老人クラブ連合会	会長	江原 哲治	
		西条市連合婦人会	会長	徳永 米子	
		社会福祉法人 西条市社会福祉協議会	会長	越智 實一	
	監 事	西条商工会議所	会頭	星加 隆夫	
	監 事	周桑商工会	会長	渡部 英志	
		一般社団法人西条市医師会	事務長	稲井 義隆	
		瀬戸内運輸労働組合	書記長	秋川 剛	
		一般社団法人 西条市観光物産協会	副会長	伊藤 和豊	
		国土交通省四国運輸局 愛媛運輸支局	首席運輸企画専門官	西山 保幸	
		国土交通省四国運輸局 愛媛運輸支局	首席運輸企画専門官	菊池 勝二	
		愛媛県東予地方局 地域産業振興部	地域政策課長	梶村 典久	
アドバイザー	愛媛大学大学院理工学研究科		准教授	倉内 慎也	
	香川高等専門学校建設環境工学科		教授	宮崎 耕輔	
	松山大学法学部法学科		准教授	甲斐 朋香	

令和２年度 事業報告

１ 西条市地域公共交通再編実施業務

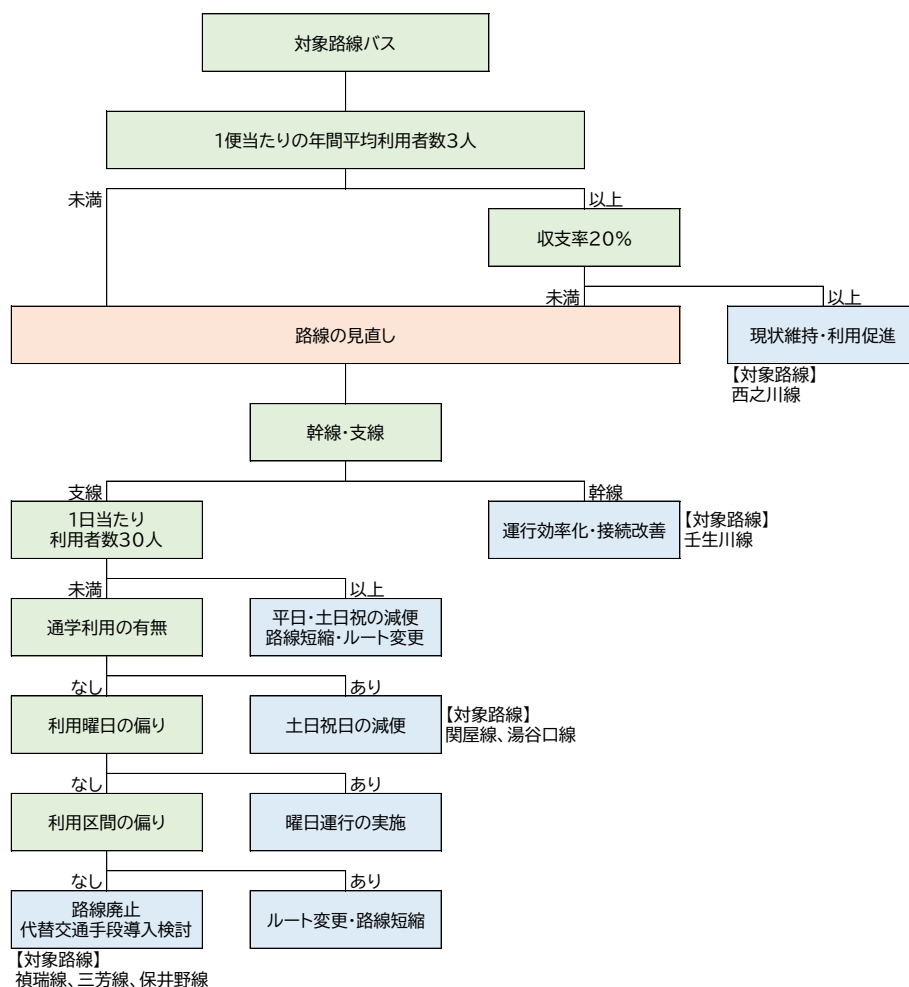
令和元年度に策定した西条市地域公共交通網形成計画に基づき、持続可能な西条市の公共交通体系の構築を図ることを目的に、令和２年度の取り組みとして、以下の事業を実施した。

(1) バス路線の再編

- ① バス路線の再編案作成
- ② 路線見直し基準の作成

乗降調査や運行実績を基に、利用者が少なく非効率な路線を再編する際の検討基準となる「バス路線見直しフロー図」を作成し、令和２年度実績に基づく見直しの方向性を定めた。

図表 バス路線見直しフロー図



(2) バスダイヤの調整

○ 西条市内バス路線ダイヤの改正案作成

市内バス路線について、ＪＲ等との接続の改善、路線同士の競合回避、利用者の生活行動に合わせたダイヤ設定とするため、ダイヤ改正案を作成した。今後、バス事業者に改正案を示し、利便性の向上を図ることとする。

(3) デマンド型乗合タクシー導入検討

○ デマンド型乗合タクシーの導入マニュアルの作成

デマンド型乗合タクシーを導入する際の考え方、運営主体又はダイヤ設定方法等をまとめた「西条市における交通空白地域等へのデマンド型乗合交通導入マニュアル」を作成した。

(4) 外来者へのわかりやすい公共交通情報提供の実施

○ J R 伊予西条駅、壬生川駅、伊予三芳駅での必要情報の検討とデータ作成

各駅に必要な公共交通情報を検討し、「西条市公共交通マップ」を作成した。今後、市内各所へ掲示し、情報の充実を図ることとする。

図表 西条市公共交通マップ



2 加茂地区デマンド型乗合タクシー運行

加茂地区の住民を対象としたデマンド型乗合タクシーを運行した。また、瀬戸内運輸株式会社「加茂線」が令和2年9月末日をもって廃止となったことを受け、令和2年8月から対象区域を加茂地区全域に拡大した。

(1) 登録者数（令和3年3月末日現在）

- 登録者数 58人（前年度末比較+28人）
- 対象地区人口 113人（前年度末比較 △4人）

(2) 運行概要

- 運行事業者 新居地区旅客自動車協同組合
- 運行エリア 加茂地区から西条市街地の主要施設を結ぶ区域
- 運行日 毎週火曜日（藤之石・千町、川来須4回/月、荒川1回/2月）
- 運行ダイヤ

往路（加茂→市街地）		復路（市街地→加茂）	
出発時間	予約受付締切	出発時間	予約受付締切
8:30	前日 16:00	14:30	当日 13:30

- 乗降ポイント（※ 下線は、令和2年8月に新たに追加したポイント）
 - ・ 交通機関 JR伊予西条駅、小川バス停、常心バス停
 - ・ 公共施設 加茂公民館、西条市役所
 - ・ 郵便局 加茂郵便局、西条郵便局
 - ・ 商業施設 ときめき水都市本店、ファミリーマート西条加茂川店、フジグラン西条、マックスバリュ西条神拝店
 - ・ 医療機関 西条中央病院、済生会西条病院、村上記念病院

(3) 利用実績

- のべ利用者数 222人（大人222人、小人0人）

図表 加茂地区デマンド型乗合タクシー利用実績（令和２年度）

（単位：回、人）

項目	行き	帰り	合計
運行予定回数（Ａ）	89	89	178
運行回数（Ｂ）	55	48	103
稼働率（Ｂ／Ａ）	61.8%	53.9%	57.9%
のべ利用者数（Ｃ）	125(0)	97(0)	222(0)
１回当たり利用者数（Ｃ／Ｂ）	2.3	2.0	2.2

※（）は、内数で小人の利用者数

図表 加茂地区デマンド型乗合タクシー利用実績推移

（単位：回、人）

年度	運行予定回数 （Ｄ）	運行回数 （Ｅ）	稼働率 （Ｅ／Ｄ）	のべ利用者数 （Ｆ）	１回当たり 利用者数（Ｆ／Ｅ）
平成２８年度	104	75	72.1%	164(0)	2.2
平成２９年度	104	52	50.0%	132(0)	2.5
平成３０年度	104	65	62.5%	166(0)	2.6
令和元年度	104	61	58.7%	116(0)	1.9
令和２年度	178	103	57.9%	222(0)	2.2

※（）は、内数で小人の利用者数

(4) 運行経費

運行費用 900,870 円に対し、運賃収入は 111,000 円（収支率 12.3%）であり、
運行事業者への支払額は 789,870 円であった。

図表 加茂地区デマンド型乗合タクシー運行経費推移

（単位：円）

年度	運行費用 （Ｇ）	運賃収入 （Ｈ）	支払額 （Ｉ＝Ｇ－Ｈ）	収支率 （Ｈ／Ｇ）	１人当たり 助成額（Ｉ／Ｆ）
平成２８年度	585,960	82,000	503,960	14.0%	3,072.9
平成２９年度	423,060	66,000	357,060	15.6%	2,705.0
平成３０年度	555,120	83,000	472,120	15.0%	2,844.1
令和元年度	479,610	58,000	421,610	12.1%	3,634.6
令和２年度	900,870	111,000	789,870	12.3%	3,558.0

(4) 利用目的

商業施設での乗降者数が最も多く、買物目的の利用が多かった。

図表 加茂地区デマンド型乗合タクシー乗降場所別利用者数推移

(単位：人)

年度	交通機関	公共施設	郵便局	商業施設	医療機関	計
平成28年度	3	21	78	47	15	164
平成29年度	8	19	27	55	23	132
平成30年度	8	12	25	58	63	166
令和元年度	3	8	14	66	25	116
令和2年度	9	21	26	150	16	222

※ 各数値は、「往路（行き）」の降車及び「復路（帰り）」の乗車のべ利用者数の合計

3 丹原地域デマンド型乗合タクシー実証運行

丹原地域（旧丹原町）の住民を対象としたデマンド型乗合タクシーの実証運行を行った。

(1) 登録者数（令和3年3月末日現在）

- 登録者数 166人（前年度末比較 +9人）
- 対象地区人口 11,513人（前年度末比較△138人）

(2) 運行概要

- 運行事業者 有限会社周桑丹原タクシー
- 運行エリア 丹原地域及びその区域から東予地域の一部施設を結ぶ区間
- 運行日 毎週火・水曜日
※ 楠窪及び千原地区は、火曜日と水曜日を週ごとに交互に運行する。（週1回運行）

○ 運行ダイヤ

	周桑病院方面行		保井野・楠窪・千原方面行	
	終点到着時刻	予約受付締切	起点出発時刻	予約受付締切
午前便	8:30	前日 16:00	11:30	当日 10:30
午後便	14:30	当日 11:30	16:30	当日 15:30

○ 乗降ポイント

- ・ 交通機関 JR 壬生川駅、湯谷ロバス停

- ・ 公共施設 丹原総合支所、丹原体育館、丹原農村環境改善センター、丹原B & G 海洋センター、丹原文会館、東予総合支所、東予総合福祉センター、東予体育館、桜樹・田野・徳田・中川公民館
- ・ 郵便局 丹原郵便局
- ・ 商業施設 木村チェーン丹原店、周ちゃん広場、ダイキ周桑店、とうしょく丹原店、フジ東予店、マルナカ東予店
- ・ 医療機関 今井クリニック整形外科、いしづちやまクリニック、加藤整形外科、河野内科、周桑病院、東予歯科、徳永歯科、中川診療所、中村内科胃腸科、平田クリニック、福田医院、やまもと眼科クリニック、渡部病院
- ・ 金融機関 伊予銀行丹原支店、愛媛銀行丹原支店、愛媛信用金庫丹原支店、周桑農協本所

(3) 利用実績

○ のべ利用者数 174人（大人102人、小人72人）

図表 丹原地域デマンド型乗合タクシー利用実績（令和2年度）

（単位：回、人）

項目	8:30 着	11:30 発	14:30 着	16:30 発	合計
運行予定回数（A）	202	202	202	202	808
運行回数（B）	32	19	2	75	128
稼働率（B/A）	15.8%	9.4%	1.0%	37.1%	15.8%
のべ利用者数（C）	55(0)	37(0)	2(0)	80(72)	174(72)
1回当たり利用者数（C/B）	1.7	1.9	1.0	1.1	1.4

※（）は、内数で小人の利用者数

図表 丹原地域デマンド型乗合タクシー利用実績推移

（単位：回、人）

年度	運行予定回数 （D）	運行回数 （E）	稼働率 （E/D）	のべ利用者数 （F）	1回当たり 利用者数（F/E）
平成30年度	128	6	4.7%	6(0)	1.0
令和元年度	808	90	11.1%	102(59)	1.1
令和2年度	808	128	15.8%	174(72)	1.4

※ 平成30年度は、平成31年2月及び3月の2か月間

※（）は、内数で小人の利用者数

(4) 運行経費

運行費用 241,770 円に対し、運賃収入は 69,000 円（収支率 28.5%）であり、運行事業者への支払額は 172,770 円であった。

図表 丹原地域デマンド型乗合タクシー運行経費推移

（単位：円）

年度	運行費用 (G)	運賃収入 (H)	支払額 (I = G - H)	収支率 (H / G)	1 人当たり 助成額(I/F)
平成 30 年度	16,010	3,000	13,010	18.7%	2,168.3
令和元年度	172,170	36,250	135,920	21.1%	1,332.5
令和 2 年度	241,770	69,000	172,770	28.5%	992.9

※ 平成 30 年度は、平成 31 年 2 月及び 3 月の 2 か月間

(5) 利用目的

- 8 : 30 着周桑病院方面行便は、医療機関で降車する利用者が多く、通院目的の利用が多かった。
- 11 : 30 発保井野・楠窪・千原方面行便は、医療機関で乗車する利用者が多く、通院からの帰宅目的の利用が多かった。
- 14 : 30 着周桑病院方面行便は、利用が非常に少なかった。
- 16 : 30 発保井野・楠窪・千原方面行便は、公共施設で乗車する利用者（小人）が多く、付近の学校からの帰宅目的の利用が多かった。

4 山間部交通不便地域移動助成事業

山間部交通不便地域に居住する高齢者を対象としたタクシー料金に対する助成を行った。

(1) 申請件数（令和 3 年 3 月末日現在）

- 申請世帯数 7 世帯
- 対象世帯数 20 世帯

(2) 事業概要

- 利 用 条 件 以下のすべての条件に該当する世帯を対象とする。
 - ・ 住民登録のある 75 歳以上の在宅高齢者が同居する世帯

- ・ 振興山村の指定地域（旧大保木村、旧加茂村、旧千足山村及び旧桜樹村）に居住する世帯
- ・ 路線バスのバス停から半径 4 0 0 m 外又はバス路線から左右 4 0 0 m 外に居住する世帯
- ・ 市税等の滞納がない世帯

○ 助 成 額 年間 1 2 , 0 0 0 円/世帯（助成券 1 , 0 0 0 円× 1 2 枚）

(3) 利用実績

○ 利 用 世 帯 数 2 世帯

○ 利 用 件 数 6 件

図表 山間部交通不便地域移動助成実績（令和 2 年度）

（単位：円）

項目	実績
利用件数（A）	6 件
利用時運賃（B）	31,850
1 件当たり利用時運賃（B/A）	5,308.3
助成額（C）	18,000
1 件当たり助成額（C/A）	3,000.0
利用者負担額（D）	13,850
1 件当たり利用者負担額（D/A）	2,308.3

図表 山間部交通不便地域移動助成実績推移

（単位：円）

年度	利用件数	利用時運賃		助成額		利用者負担額	
			1 件当たり		1 件当たり		1 件当たり
平成 2 9 年度	16 件	67,470	4,216.9	42,000	2,625.0	25,470	1,591.9
平成 3 0 年度	13 件	53,810	4,139.2	33,000	2,538.5	20,810	1,600.8
令和元年度	16 件	52,600	3,287.5	28,000	1,750.0	24,600	1,537.5
令和 2 年度	6 件	31,850	5,308.3	18,000	3,000.0	13,850	2,308.3

5 地域公共交通確保維持改善事業

市内を運行する路線バス（対象路線：保井野線、加茂線、西之川線）に対し、国土交通省が実施する地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）を活用していることから、事業実施に必要な以下の計画認定及び事業評価を実施した。

- 令和3年度生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）の認定
- 令和2年度地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）の事業評価

西条市地域公共交通網形成計画における 評価指標の達成状況について

基本方針 1 住みやすさを実感できる移動サービスの充実

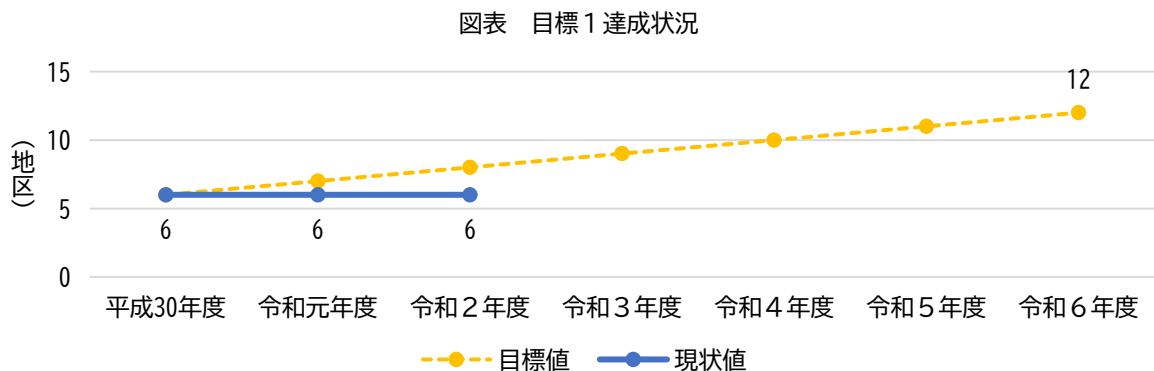
○ 目標 1 市域を網羅する交通ネットワークの形成

【評価指標】交通空白地の解消地区数

【算出方法】交通空白地の解消地区数（概ね小学校区）

【現状値】 6 地区（平成 30 年度）

【目標値】 12 地区（令和 6 年度）



目標 1 分析

○ 令和 2 年度において新たにデマンド型乗合タクシー等を導入した地区はないため、指標値は前年度実績から増減しなかった。

○ 目標 2 住民ニーズに対応した移動サービスの提供

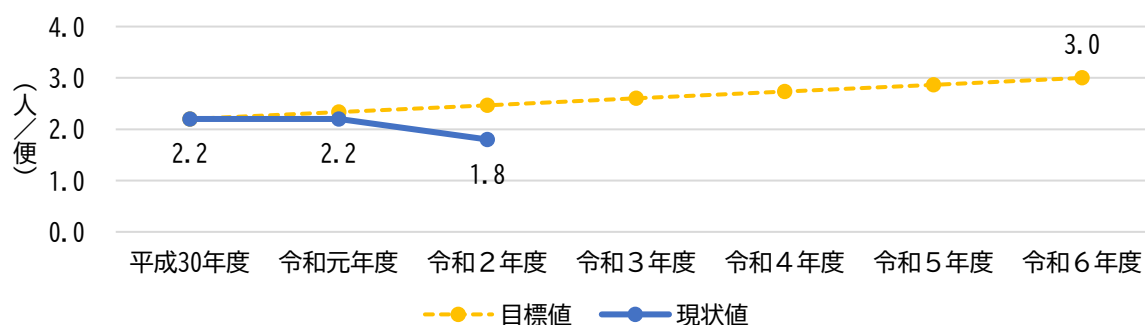
【評価指標】市内バス路線の 1 便あたり輸送人員（1 日平均）

【算出方法】市内バス路線の年間輸送人員総数÷市内バス路線の年間総運行便数

【現状値】 2.2 人/便（平成 30 年度）

【目標値】 3.0 人/便（令和 6 年度）

図表 目標2達成状況



図表 市内バス路線1 便当たり輸送人員推移

(単位：人/便)

項 目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
禎 瑞 線	2.6	2.9	2.1				
西 之 川 線	4.7	4.9	4.2				
加 茂 線	3.9	3.7	2.6				
三 芳 線	1.5	1.5	1.3				
関 屋 線	2.3	2.3	1.6				
保 井 野 線	1.8	2.0	1.6				
壬 生 川 線	1.8	1.7	1.4				
湯 谷 口 線	0.9	0.9	1.0				
全 体	2.2	2.2	1.8				

目標2 分析

- 新型コロナウイルス感染症の影響で路線バス利用者数が減少したことにより、指標値が前年度実績より減少した。

基本方針2 新たな需要の掘り起こしによる公共交通の利用促進

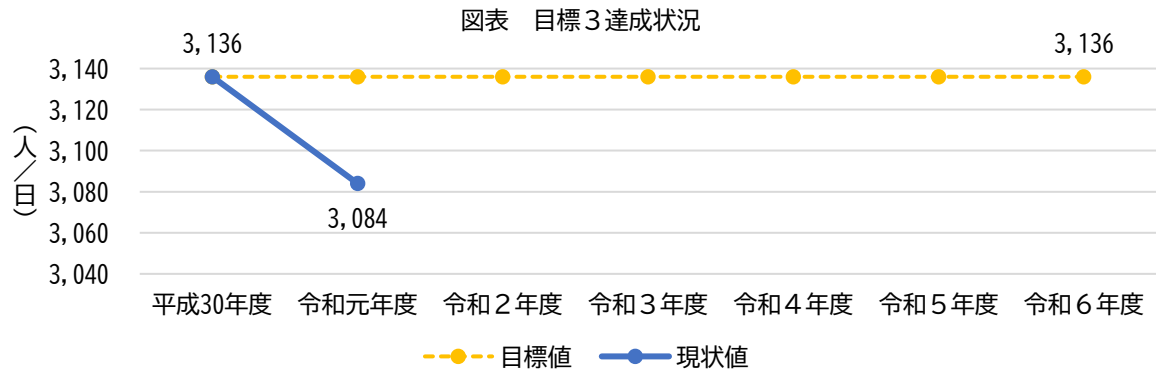
○ 目標3 日常的な公共交通利用の促進

【評価指標】市内バス路線の1日平均輸送人員と市内JR駅の1日平均乗車人員の合計

【算出方法】市内バス路線1日平均輸送人員＋市内JR駅1日平均乗車人員

【現状値】3,136人/日（平成30年度）

【目標値】現状維持



図表 市内バス路線輸送人員及び市内ＪＲ駅乗車人員推移

(単位：人/日)

項 目	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
市内バス路線輸送人員	170	164	134				
市内ＪＲ駅乗車人員	2,966	2,920	-				
合 計	3,136	3,084	-				

※ 各年度について、バス路線輸送人員は１０月～９月、ＪＲ駅乗車人員は４月～３月での集計値。

※ 令和２年度の現状値は、算出用の実績値を集計中である。集計及び算出完了時期は、８月ごろを予定している。

目標 3 分析

※ 実績値集計中のため、完了次第改めて報告予定。

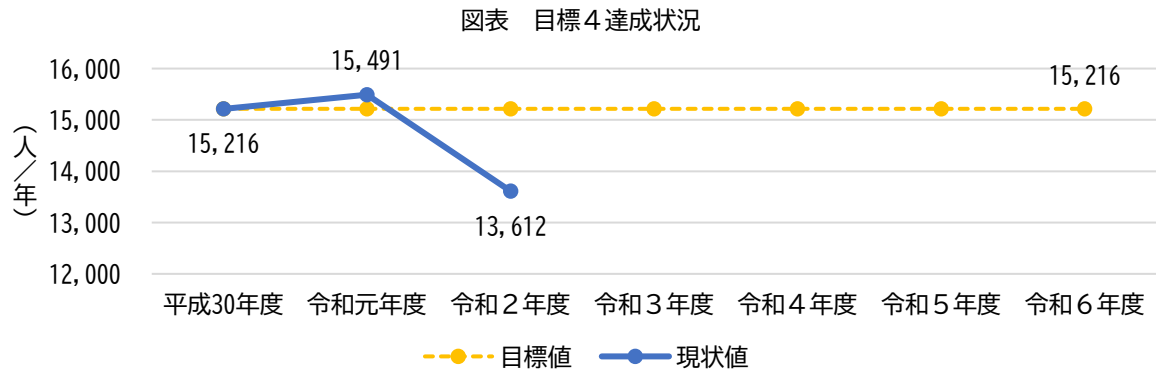
○ 目標 4 観光２次交通の充実

【評価指標】西之川線の年間輸送人員

【算出方法】毎年 of バス事業者からの報告

【現 状 値】15,216 人/年（平成 30 年度）

【目 標 値】現状維持



目標4 分析
○ 新型コロナウイルス感染症の影響で路線バス利用者数が減少したことにより、指標値は前年度実績より減少した。

図表 石鎚登山ロープウェイ利用者数推移（参考）

（単位：人）

項 目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間利用者数	60,977	61,532	36,996				

※ 令和2年3月2日から令和2年5月15日まで運休

基本方針3 持続可能な交通施策・運行体制の確立

○ 目標5 効率的なバス運行の実現

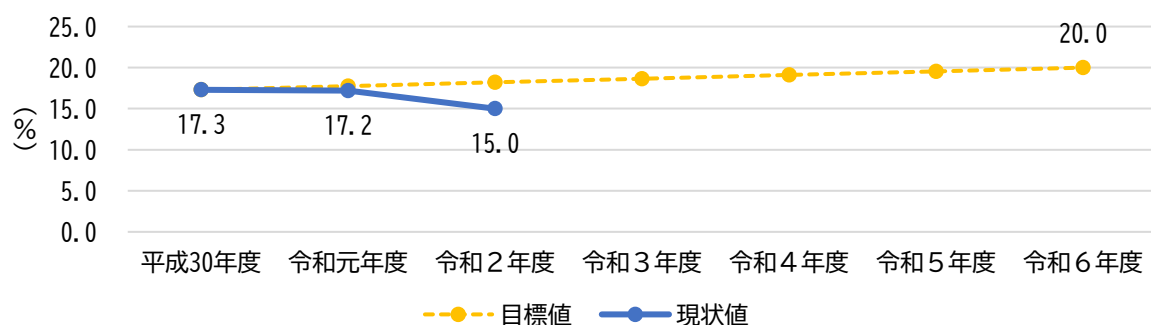
【評価指標】 市内バス路線の収支率

【算出方法】 毎年バス事業者からの報告（経常収益÷補助対象経常費用）

【現状値】 17.3%（平成30年度）

【目標値】 20.0%（令和6年度）

図表 目標5達成状況



図表 市内バス路線収支率推移

(単位：%)

項 目	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
禎 瑞 線	17.1	18.2	14.7				
西 之 川 線	24.1	23.7	20.9				
加 茂 線	20.1	19.4	14.8				
三 芳 線	8.0	7.4	7.5				
関 屋 線	16.1	15.4	11.3				
保 井 野 線	10.9	11.6	10.5				
壬 生 川 線	17.8	17.3	15.3				
湯 谷 口 線	15.4	13.4	15.0				
全 体	17.3	17.2	15.0				

目標5 分析

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、路線バス利用者数が減少したことに伴い、経常収益が減少し、各路線において収支率が低下し、指標値は前年度実績より減少した。

○ 目標6 行政負担の抑制

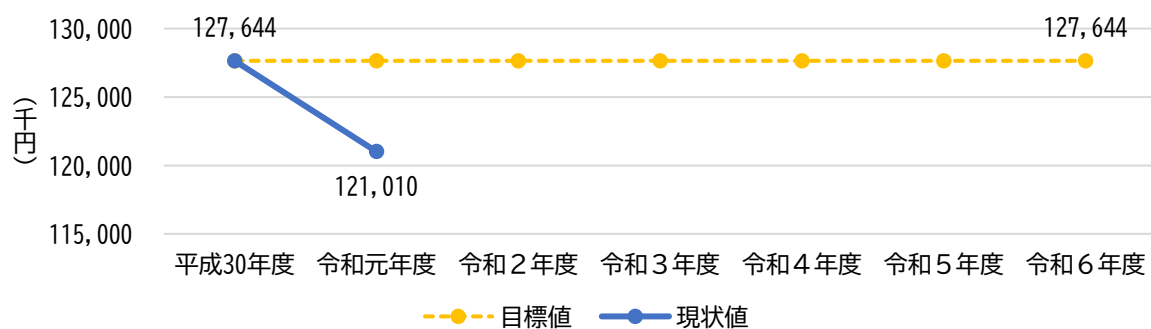
【評価指標】西条市の公共交通関連負担額

【算出方法】毎年バス事業者からの報告（補助申請額）及び担当課資料

【現 状 値】1 2 7, 6 4 4 千円/年（平成30年度）

【目 標 値】現状維持

図表 目標6達成状況



図表 西条市の公共交通関連負担額推移

(単位：千円)

項 目	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
路線バス運行費補助金	100,091	95,348	111,669				
瀬戸内運輸(株)	45,367	43,873	59,790				
せとうち周桑バス(株)	54,724	51,475	51,879				
デマンド型乗合タクシー運行費	485	558	963				
加茂地区	472	422	790				
丹原地域	13	136	173				
いきいきバス	10,996	11,390	-				
山間部交通不便地域移動助成	33	28	18				
高齢者タクシー利用助成	16,039	13,686	-				
合 計	127,644	121,010	-				

※ 単位未満の端数は、四捨五入にて処理しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

※ 令和2年度の現状値は、算出用の実績値を集計中である。集計及び算出完了時期は、6月ごろを予定している。

目標 6 分析

※ 実績値集計中のため、完了次第改めて報告予定。

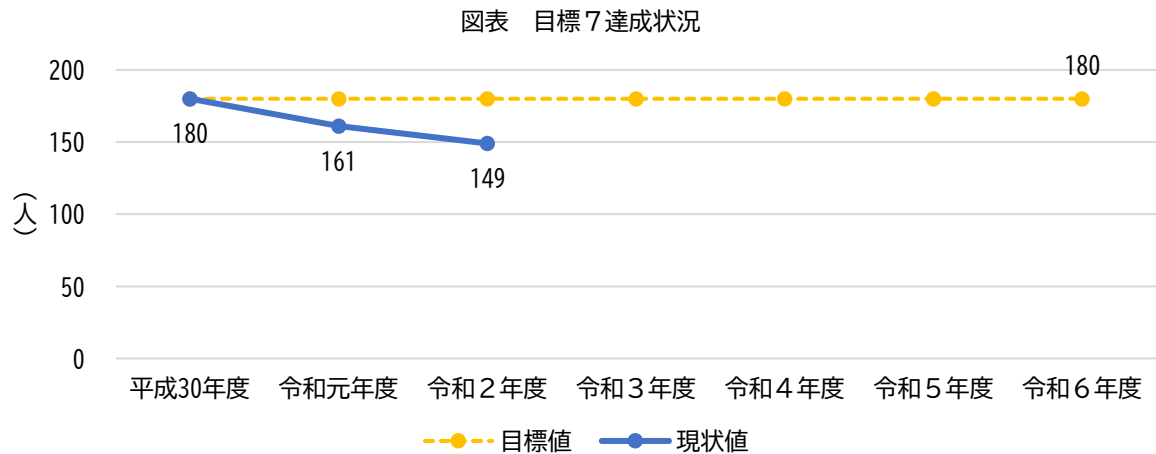
○ 目標 7 公共交通の担い手確保

【評価指標】 交通事業者のドライバー数

【算出方法】 バス・タクシー事業者への調査

【現 状 値】 180人（平成30年度）

【目 標 値】 現状維持



図表 交通事業者のドライバー数推移

（単位：人）

項 目	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
バ ス 事 業 者	66	66	63				
タ ク シ ー 事 業 者	114	95	86				
合 計	180	161	149				

目標 7 分析

○ 特にタクシー事業者において減少が見られ、指標値は前年度実績より減少した。

令和 2 年度 西条市地域公共交通活性化協議会 収支決算書

【歳入】

(単位：円)

款 項 目	予算額(A)	決算額(B)	差額(B-A)	備考
1 負担金				
1 負担金				西条市負担金
1 負担金	13,111,000	5,068,230	△ 8,042,770	
2 補助金				
1 補助金				
1 補助金	0	0	0	
3 繰越金				
1 繰越金				
1 繰越金	2,726,315	2,726,315	0	
4 諸収入				
1 諸収入				利息
1 諸収入	685	34	△ 651	
合計	15,838,000	(a) 7,794,579	△ 8,043,421	

【歳出】

(単位：円)

款 項 目	予算額(A)	決算額(B)	差額(B-A)	備考
1 運営費	813,000	268,834	△ 544,166	
1 会議費				報償費、旅費
1 会議費	659,000	201,500	△ 457,500	
2 事務費				需用費、役務費
1 事務費	154,000	67,334	△ 86,666	
2 事業費				※詳細は、下記事業費内訳参照
1 事業費				
1 事業費	15,025,000	4,264,910	△ 10,760,090	
3 予備費				
1 予備費				
1 予備費	0	0	0	
合計	15,838,000	(b) 4,533,744	△ 11,304,256	

次年度繰越金(a-b) 7,794,579 - 4,533,744 = 3,260,835

※ 事業費内訳

(単位：円)

事業名	予算額(A)	決算額(B)	差額(B-A)	備考
西条市地域公共交通再編実施支援業務委託料	3,223,000	3,223,000	0	
加茂地区デマンド型乗合タクシー実証運行費	737,000	789,870	52,870	
丹原地域デマンド型乗合タクシー実証運行費	8,062,000	172,770	△ 7,889,230	
山間部交通不便地域移動助成事業費	276,000	18,000	△ 258,000	
その他	2,727,000	61,270	△ 2,665,730	振込手数料等
合計	15,025,000	4,264,910	△ 10,760,090	

監 査 報 告

令和2年度西条市地域公共交通活性化協議会の会計帳簿及び関係書類について監査した結果、いずれも適正に処理されていることを報告します。

令和3年4月21日

西条市地域公共交通活性化協議会

監事

星加隆夫



監事

渡部英志



令和３年度 事業計画書（案）

１ 西条市地域公共交通再編実施業務

令和元年度に策定した西条市地域公共交通網形成計画に基づき、持続可能な西条市の公共交通体系の構築を図ることを目的に、令和３年度の取り組みとして、以下の事業を実施する。

（１）西条市公共交通マップデータ作成

交通施策検討に要する地域の各種情報（人口、高齢化率、医療機関・商業施設の位置等）が入った公共交通マップとして、地域での説明回答においても住民に対応した分かりやすい公共交通マップデータの作成を行う。

網形成計画との関係性	1-1 バス路線の再編 2-1 既存バス路線による主要施設間循環線の設定 2-1 新たな移動目的地への乗り入れ
------------	---

（２）見直し基準に基づく路線のチェックと再編の方向性検討

令和２年度に作成した「バス路線見直しフロー図」及び「西条市における交通空白地域等へのデマンド型乗合交通導入マニュアル」を基に、関係者と協議を行い、運行効率化、路線廃止又は代替交通手段の導入に向けた検討を行う。

網形成計画との関係性	1-1 バス路線の再編 1-2 J R 駅での予讃線と支線との接続の改善 1-2 地域内交通・幹線と支線の接続の改善 2-1 既存バス路線による主要施設間循環線の設定 2-1 新たな移動目的地への乗り入れ 2-2 高齢者に対応した午前中のダイヤの充実 3-1 通勤・通学時間に対応したダイヤの改善等 4-1 J R 予讃線と西之川線の接続の充実 4-1 オレンジフェリーとその他の公共交通との連携の充実 5-1 同一時間帯の路線重複の解消 5-1 需要に応じた再編 5-2 交通機関の間での競合回避
------------	--

2 加茂地区デマンド型乗合タクシー運行

山間部の加茂地区と市街地を結ぶ地区住民の通院や買い物等の移動手段として運行を継続する。

- 対 象 者 加茂地区在住者
- 運 行 エ リ ア 加茂地区から西条市街地の主要施設を結ぶ区域
- 運 行 日 毎週火曜日（藤之石・千町、川来須 4 回/月、荒川 1 回/2 月）
- 運 行 ダ イ ヤ

往路（加茂～市街地）		復路（市街地～加茂）	
出発時間	予約受付締切	出発時間	予約受付締切
8：30	前日 16：00 まで	14：30	13：30 まで

3 丹原地域デマンド型乗合タクシー実証運行

丹原地域における通院や買い物等の生活移動手段として実証運行を継続する。

- 対 象 者 丹原地域在住者
- 運 行 エ リ ア 丹原地域及びその区域から東予地域の一部施設を結ぶ区間
- 運 行 日 毎週火・水曜日
 - ※ 楠窪及び千原地区は、火曜日と水曜日を週ごとで交互に運行する。（週 1 回運行）
- 運 行 ダ イ ヤ

	周桑病院方面行き		保井野・楠窪・千原方面行き	
	終点到着時刻	予約受付締切	起点出発時刻	予約受付締切
午前便	8：30	前日 16：00	11：30	当日 10：30
午後便	14：30	当日 11：30	16：30	当日 15：30

※ 令和 4 年 1 月末をもって、道路運送法第 21 条に基づく一般乗用旅客自動車運送事業による乗合旅客運送（実証運行）の許可期間が終了するため、今後、道路運送法第 4 条に基づく本格運行への移行について検討を進める。

4 山間部交通不便地域移動助成事業

山間部の交通不便地域（バス路線から離れ、交通施策の導入されていない振興山村地域）の高齢者世帯への移動時における助成事業としてタクシー利用券の交付を継続することにより、移動手段の確保を図る。

- 利 用 条 件 以下のすべての条件に該当する世帯を対象とする。
 - ・ 住民登録のある75歳以上の在宅高齢者が同居する世帯
 - ・ 振興山村の指定地域（旧加茂村、旧大保木村、旧千足山村及び旧桜樹村）に居住する世帯
 - ・ 路線バスのバス停から半径400m外又はバス路線から左右400m外に居住する世帯
 - ・ 市税等の滞納がない世帯
- 助 成 額 年間12,000円/世帯（額面1,000円×12枚）

5 地域公共交通確保維持改善事業

市内を運行する路線バス（対象路線：保井野線、西之川線）に対し、国土交通省が実施する地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）を活用していることから、事業実施に必要な以下の計画認定及び事業評価を実施する。

- 令和4年度生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）の認定
- 令和3年度地域公共交通確保維持改善事業の事業評価

《地域内フィーダー系統補助の概要》

地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、幹線バス等の地域間交通ネットワークと密接な地域内のバス交通・デマンド交通の運行費用についての支援制度。

令和3年度 西条市地域公共交通活性化協議会 収支予算書（案）

【歳入】

（単位：円）

款 項 目	本年度予算(A)	前年度予算(B)	比較(A-B)	備考
1 負担金				
1 負担金				西条市負担金
1 負担金	6,831,000	13,111,000	△ 6,280,000	
2 補助金				
1 補助金				
1 補助金	0	0	0	
3 繰越金				
1 繰越金				
1 繰越金	3,260,835	2,726,315	534,520	
4 諸収入				
1 諸収入				利息
1 諸収入	165	685	△ 520	
合計	10,092,000	15,838,000	△ 5,746,000	

【歳出】

（単位：円）

款 項 目	本年度予算(A)	前年度予算(B)	比較(A-B)	備考
1 運営費	1,007,000	813,000	194,000	
1 会議費				報償費、旅費
1 会議費	853,000	659,000	194,000	
2 事務費				需用費、役務費
1 事務費	154,000	154,000	0	
2 事業費				※詳細は、下記事業費内訳参照
1 事業費				
1 事業費	6,072,000	15,025,000	△ 8,953,000	
3 予備費				
1 予備費				
1 予備費	3,013,000	0	3,013,000	
合計	10,092,000	15,838,000	△ 5,746,000	

※ 事業費内訳

（単位：円）

事業名	本年度予算(A)	前年度予算(B)	差額(A-B)	備考
西条市地域公共交通再編実施支援業務委託料	2,302,000	3,223,000	△ 921,000	
加茂地区デマンド型乗合タクシー運行費	1,691,000	737,000	954,000	
丹原地域デマンド型乗合タクシー実証運行費	1,959,000	8,062,000	△ 6,103,000	
山間部交通不便地域移動助成事業費	120,000	276,000	△ 156,000	
その他	0	2,727,000	△ 2,727,000	
合計	6,072,000	15,025,000	△ 8,953,000	

※ 予備費について

前年度まで、歳入の前年度繰越金及び諸収入相当額は、突発的事業が生じた際、迅速な対応を行うため、事業費に算入して予算計上を行っていたが、事業費の予算額と実績額とに大きな差が生じることから、本年度予算より、予備費として予算計上を行うこととする。